

**【表紙】**

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	S M B C 日興証券株式会社 取締役社長 C E O 吉岡 秀二
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和7年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オルツ
証券コード	260A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	S M B C 日興証券株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
事務上の連絡先及び担当者名	取引コンプライアンス部 遠藤 大輔
電話番号	03(3283)3251

## 2 【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	S M B C ベンチャーキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-4 三井住友銀行呉服橋ビル
事務上の連絡先及び担当者名	管理部 杉山 久
電話番号	03(6262)1171

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和6年10月11日（令和6年10月21日提出）
訂正箇所	令和6年10月21日に提出した大量保有報告の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。 （訂正箇所は下線で示しております。）

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

### 2 【提出者(大量保有者) / 2】

#### (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目の2025年1月18日までの期間中、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の2025年4月8日までの期間、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

### 2 【提出者(大量保有者) / 2】

#### (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目の2025年1月8日までの期間中、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の2025年4月8日までの期間、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。